

# 【小施策評価(平成30年度実績評価)】

## 小施策の総合計画における位置付け

|      |      |                |                  |       |         |
|------|------|----------------|------------------|-------|---------|
| 基本目標 | 4    | 人が集い活力を生むまちづくり | 小施策<br>主管課等      | 建築指導課 |         |
| 施策   | 26   | 都市基盤施設の維持・強化   | 評価<br>責任者        | 遠藤 優  | 内線 7220 |
| 小施策  | 26-1 | 良好な住宅地の誘導      | 評価<br>シート<br>作成者 | 村上 智  | 内線 7221 |

## 小施策の概要

|  |   |   |
|--|---|---|
| 現状と課題(総合計画実施計画から転記)  | ⇒ | 取組の方向性(総合計画実施計画から転記)  |
| 木造住宅の耐震化については、平成28年に発生した熊本地震の影響により、一時的に耐震診断の応募者が増加したが、全体的には診断・改修とも応募者が減少傾向にあるため、周知及び掘り起こしを更に図る必要がある。また、不特定多数の者が利用する大規模建築物についても、耐震改修支援を推進する必要がある。 |   | 建築基準法など、建築物を取り巻くさまざまな法律や条例の制定、改正等に迅速かつ的確に対応して、各種制度の積極的活用を図り、建築物が適正化された良好な住宅地の形成を推進する。 |
| 対象(誰(何)を対象として行うのか)   | ⇒ | 意図(具体的に対象をどのような状態にしたいのか/対象+成功状態)  |
| 市内にある宅地及び工事中の建物を含む全ての建築物   |   | 関係法令に適合させる。   |

## 小施策の成果指標の達成状況・評価(平成30年度実績)

| 実績値の推移             |      |       |      | 実績の評価  |  |
|--------------------|------|-------|------|--|--|
| 指標① 建築確認申請に係る完了検査率 | 単 位  | 目指す方向 |      | 成 果 点  | 成果の要因分析  |
| 当初値 (H25)          | 88.6 | R1目標値 | 95.0 | R6目標値  | 95.0   |
|                    |      |       |      |  |  |
|                    |      |       |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>完了検査率が平成29年度と比較し2.1ポイント向上した。</li> <li>耐震診断によって耐震性能が不足する結果となっていた「要緊急安全確認大規模建築物」に該当する3施設の所有者が、当該建物の耐震化に向け耐震補強設計を行なった。</li> </ul>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>完了検査申請が未提出となっている物件に対して督促状を送付する際、未検査となった場合のリスクについても記載したことで、建築主に完了検査の重要性を認識させた。完了検査率が100%となった理由は、年度ごとの建築確認済、完了検査の集計であることによる。</li> <li>「盛岡市要緊急安全確認大規模建築物耐震対策促進事業補助金交付要領」により、耐震性の無い大規模建築物の耐震化に向けた改修工事に対して、補助金を交付することとした。</li> </ul> |
|                    |      |       |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>旧耐震木造住宅の耐震診断支援・耐震改修補助については、応募戸数が募集戸数を下回った。(耐震診断支援は募集12戸に対して応募10戸、耐震改修補助は募集3戸に対して応募1戸)</li> <li>違反建築物に対する苦情・相談の件数が平成29年度の119件に対し、124件と増加した。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>旧耐震木造住宅の耐震診断・耐震改修について、建物所有者は耐震化の必要性について認識はしているものの、高齢化が進んでおり、改修にかかる費用と今後建物を維持管理する期間等を考慮し、応募に消極的になっている。</li> <li>建物の所有者が建築基準法を理解せずに増築・用途変更等を行っていることで、違法建築物が生まれ、この違法建築物に対する苦情・相談が寄せられている。</li> </ul>                               |
|                    |      |       |      | 問 題 点  | 問題の要因分析  |

## 今後の方向性(令和元年度以降)

|  |  |
|--|--|
| 評価を踏まえた取組の方向性  | <ul style="list-style-type: none"> <li>★…R1年度着手済または着手予定</li> <li>☆…R2年度以降の着手を検討</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>★ 完了検査申請の未提出物件があることから、未提出物件に対して引き続き、未検査となった場合のリスクを記載した督促状を送付する。</li> <li>★ 平成30年度に「要緊急安全確認大規模建築物」の耐震補強設計が完了したことから、所有者に令和元年に行なわれる予定の同建物の耐震改修工事に対する補助金(国費・県費・市費)を交付し耐震性のある建築物とする。</li> <li>★ 旧耐震木造住宅の耐震診断・耐震改修工事の周知・啓発を目的とした戸別訪問を年2回実施する。耐震改修工事については補助額を増額し、応募者の増加を図る。</li> <li>★ 違反建築物の是正のため、完了検査等で現場に向かう際、違反物件の有無についてパトロールを行うほか、市民・消防署等からの通報に対して、積極的に現地調査を実施し、是正指導を図る。</li> </ul> |  |